

簡易公募型競争入札方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く。))

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

平成21年11月13日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局多治見砂防国道事務所長 今井 一之

1 業務概要

(1) 業 務 名 平成21年度 多治見砂防国道管内基盤地図情報電子化業務
(電子入札対象案件)

(2) 業務内容

本業務は、道路工事完成図作成を効率化するために、道路台帳附図等の既存管理図面を電子化し、道路基盤データを作成するものである。

(3) 履行期限 平成22年3月25日

(4) 入札方式等

本業務は参加表明書の提出、入札を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、以下の点に留意すること。

また、本手続きにおいて、参加表明書を提出する際に見積書の提出を求めるものとする。

電子入札システムで利用できるＩＣカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のＩＣカードのみである。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

2 指名されるために必要な要件

(1) 参加資格要件

入札参加希望者は、次に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

- ① 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成21・22年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を受けていること。
- ③ 中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア．親会社と子会社の関係にある場合

イ．親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イ．については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア．一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ．一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記a) 又はb) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

※ ②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないものも競争参加資格確認申請書を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、競争参加資格確認通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。

(2) 業務拠点に関する要件

中部地方整備局管内に営業拠点等を有するものでなければならない。

※ 営業拠点等とは、中部地方整備局管内に技術者が1名以上常駐する本店、支店又は営業所等を有していることをいう。

(3) 参加表明者の業務実績に関する要件

参加表明書を提出する者は、平成11年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1件以上の実績を有していること。ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。

同種業務：道路に関する管理図面の電子化業務

類似業務：道路に関する図書類（協議書類、図面等）の資料整理又は電子化業務

(4) 配置予定管理技術者の資格に関する要件

配置予定管理技術者については以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。

また、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書

を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

なお、指名通知の日は別表③の日を予定する。

道路管理支援士、技術士（総合技術監理部門又は建設部門）、RCCM（道路部門）を有する者又はRCCM（道路部門）と同等の能力を有する者、一級土木施工管理技士の資格を有する者、土木学会が認定した上級技術者又は1級技術者の資格を有する者。

(5) 配置予定管理技術者の業務実績に関する要件

予定管理技術者は、同種又は類似業務において1件以上の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

業務実績は、受発注者、出向等にかかわらず、担当者、管理者、指導者等の立場を問わないが、自ら主体的に関わったものに限る。

同種業務：道路に関する管理図面の電子化業務

類似業務：道路に関する図書類（協議書類、図面等）の資料整理又は電子化業務

(6) 手持ち業務量に関する要件

- ① 本業務の公示日現在、全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者であること。

ただし、本業務の公示日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは業務管理者、照査技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

- ② 本業務の履行期間中は配置業務管理者の手持ち業務量が①に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該配置業務管理者を、以下の1)から4)までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- 1) 当該配置業務管理者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- 2) 当該配置業務管理者と同等の技術者資格を有する者
- 3) 当該配置業務管理者と同等以上の業務成績平均点を有する者又は過去5年間の同種業務における業務成績が75点以上である者
- 4) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している

配置予定業務管理者の手持ち業務量の制限を超えない者

- ③ 本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、配置予定業務管理者とは別に、以下の1)から4)までのすべての要件を満たす担当技術者を1名配置することとし、低入札価格調査時にその旨が確認できる書面として、当該業務の「予定管理技術者の経歴等」及び「予定管理技術者の同種又は類似業務の実績」記載様式を提出すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、中部地方整備局競争契約入札心得第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

- 1) 配置予定業務管理者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- 2) 配置予定業務管理者と同等の技術者資格を有する者
- 3) 過去5年以内の同種業務で業務成績が75点以上の業務における業務管理者としての経験を有する者
- 4) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定業務管理者の手持ち業務量の制限を超えない者

(7) 業務実施体制に関する要件

参加表明書に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ①再委託の内容が、主たる部分の場合。
- ②業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。

(8) 入札参加者を選定するための基準

建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。

なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、参加表明者の同種又は類似業務の実績ならびに配置予定技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

指名通知の日は別表③の日を予定する。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒507-0804 多治見市坂上町6-34

中部地方整備局多治見砂防国道事務所 経理課

電 話 0572-24-8021

FAX 0572-25-7997

メールアドレス：keitajimi@cbr.mlit.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書の交付期間：別表①のとおり。

交付場所及び方法：「電子入札システム」又は国土交通省中部地方整備局ホームページ（以下「HP」という。）に掲載した入札説明書をダウンロードすることに

より交付する。

HPアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp>

「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「測量・建設コンサルタント等業務」－「入札公告、揭示文、入札説明書、技術資料作成要領」の順で検索のこと。

なお、技術資料作成についての参考資料や見積りに必要な仕様書等は、「電子入札システム」により交付する。

ただし、「電子入札システム」による交付を受けることが出来ない場合は、3(1)の担当部局まで連絡し指示に従うこと。

(3) 参加表明書の提出期間及び提出先

電子入札システムにより提出すること。

ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、持参若しくは郵送（書留郵便に限る。）すること。

・提出期間：別表②のとおり。

・提出先：4(1)と同じ。

(4) 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

①入札書の受付期間

別表④のとおり。

②入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により多治見砂防国道事務所経理課まで持参すること。

③開札の日時及び場所

別表⑤のとおり

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除。

② 契約保証金 免除。

(3) 入札の無効 本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法 予決令第98条において準用する予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無 無。

(6) 契約書の作成の要否 要。

(7) 関連情報を入手する為の照会窓口 上記3(1)に同じ。

(8) 本案件は資料提出、入札を電子入札で行うものであり、対応についての詳細については、入札説明書による。

(9) 詳細は入札説明書による。

別表

①	入札説明書の交付期間	平成21年11月13日から 平成21年12月8日まで
②	参加表明書の提出期間	平成21年11月16日から 平成21年11月20日までの10時から16時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
③	指名通知の日	平成21年11月30日
④	入札書の受付期間	平成21年12月7日10時00分から 平成21年12月8日16時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
⑤	開札の日時及び場所	平成21年12月9日10時00分 多治見砂防国道事務所入札室

入札説明書

中部地方整備局多治見砂防国道事務所の「平成21年度 多治見砂防国道管内基盤地図情報電子化業務」に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））に基づく指名競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 手続開始の公示日 平成21年11月13日

2. 契約担当官等

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局多治見砂防国道事務所長 今井 一之

多治見市坂上町6-34

3. 業務概要

(1) 業務名 平成21年度 多治見砂防国道管内基盤地図情報電子化業務
(電子入札対象案件)

(2) 業務内容

本業務は、道路工事完成図作成を効率化するために、道路台帳附図等の既存管理図面を電子化し、道路基盤データを作成するものである。

(3) 業務の詳細な説明

本業務の主な業務内容は以下のとおりである。

- ・基盤地図作成業務（Ⅰ）1／500山地部 1式
- ・基盤地図作成業務（Ⅱ）1／500都市部 1式
- ・基盤地図作成業務（Ⅲ） 1式

(4) 履行期限 平成22年3月25日

(5) 資料等の提出方法

本業務は参加表明書の提出、入札を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、以下の点に留意すること。

また、本手続きにおいて、参加表明書を提出する際に見積書の提出を求めるものとする。

電子入札システムで利用できるＩＣカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のＩＣカードのみである。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

4. 指名されるために必要な要件

(1) 参加資格要件

入札参加希望者は、次に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

- ① 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成21・22年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を受けていること。
- ③ 中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ア. 親会社と子会社の関係にある場合
- イ. 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イ. については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ア. 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- イ. 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記a) 又はb) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

※ ②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないものも参加表明書を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、指名通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。

(2) 業務拠点に関する要件

中部地方整備局管内に営業拠点等を有するものでなければならない。

※ 営業拠点等とは、中部地方整備局管内に技術者が1名以上常駐する本店、支店又は営業所等を有していることをいう。

(3) 参加表明者の業務実績に関する要件

参加表明書を提出する者は、平成11年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1件以上の実績を有していること。ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。

同種業務：道路に関する管理図面の電子化業務

類似業務：道路に関する図書類（協議書類、図面等）の資料整理又は電子化業務

(4) 配置予定管理技術者の資格に関する要件

配置予定管理技術者については以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。

また、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

なお、指名通知の日は別表①の日を予定する。

道路管理支援士、技術士（総合技術監理部門又は建設部門）、RCCM（道路部門）を有する者又はRCCM（道路部門）と同等の能力を有する者、一級土木施工管理技士の資格を有する者、土木学会が認定した上級技術者又は1級技術者の資格を有する者。

(5) 配置予定管理技術者の業務実績に関する要件

予定管理技術者は、同種又は類似業務において1件以上の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

業務実績は、受発注者、出向等にかかわらず、担当者、管理者、指導者等の立場を問わないが、自ら主体的に関わったものに限る。

同種業務：道路に関する管理図面の電子化業務

類似業務：道路に関する図書類（協議書類、図面等）の資料整理又は電子化業務

(6) 手持ち業務量に関する要件

① 本業務の公示日現在、全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者であること。

ただし、本業務の公示日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは業務管理者、照査技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

② 本業務の履行期間中は配置業務管理者の手持ち業務量が①に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その

上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置業務管理者を、以下の1)から4)までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- 1) 当該配置業務管理者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
 - 2) 当該配置業務管理者と同等の技術者資格を有する者
 - 3) 当該配置業務管理者と同等以上の業務成績平均点を有する者又は過去5年間の同種業務における業務成績が75点以上である者
 - 4) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定業務管理者の手持ち業務量の制限を超えない者
- ③ 本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、配置予定業務管理者とは別に、以下の1)から4)までのすべての要件を満たす担当技術者を1名配置することとし、低入札価格調査時にその旨が確認できる書面として、当該業務の「予定管理技術者の経歴等」及び「予定管理技術者の同種又は類似業務の実績」記載様式を提出すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、中部地方整備局競争契約入札心得第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。
- 1) 配置予定業務管理者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
 - 2) 配置予定業務管理者と同等の技術者資格を有する者
 - 3) 過去5年以内の同種業務で業務成績が75点以上の業務における業務管理者としての経験を有する者
 - 4) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定業務管理者の手持ち業務量の制限を超えない者

(7) 業務実施体制に関する要件

参加表明書に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ①再委託の内容が、主たる部分の場合。
- ②業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。

5. 担当部局

〒507-0804 多治見市坂上町6-34

国土交通省 中部地方整備局 多治見砂防国道事務所

①経理課：契約手続きに関すること。

電 話 0572-24-8021 F A X 052-25-7997

メールアドレス：keitajimi@cbr.mlit.go.jp

②道路管理課：参加表明書の作成に関すること。

電 話 0572-25-8027 F A X 0572-23-7236

メールアドレス：matsumoto-c85aa@cbr.mlit.go.jp

6. 参加表明書の提出期間、提出先及び方法

(1) 電子入札システムにより提出すること。

ただし、紙入札方式による提出の場合は、1部を持参若しくは郵送（書留郵便に限る。）すること。電送又は電子メールは受け付けない。

提出期間：別表②のとおり。

提出先：5. ①と同じ。

提出方法：電子入札システムによる提出で、参加表明書の容量が3MBを超える場合には、郵送（書留郵便に限る。）又は電送（着信を確認すること。）で提出すること。郵送又は電送で提出する場合には、必要書類の一式を郵送又は電送で送付するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、郵送又は電送にて提出する場合は、下記の内容を記載した書面を電子入札システムにより参加表明書として送信すること。

- ① 郵送又は電送する旨の表示
- ② 郵送又は電送する書類の目録
- ③ 郵送又は電送する書類のページ数
- ④ 発送年月日

ファイル形式：電子入札システムによる参加表明書のファイルの形式については、以下のいずれかの形式にて作成することとする。

- ・ 一太郎 2007 以下
- ・ Microsoft Word2002 以下
- ・ Microsoft Excel2002 以下
- ・ その他アプリケーション PDFファイル Acrobat6.0 以下
- 画像ファイル JPEG及びGIF形式
- 圧縮ファイル LZH形式

留意点：複数の申請書類は、すべてを1つのファイルにまとめ、契約書等印があるものや図面等については、スキャナ等で読み込み本文に貼付けること。

(2) その他

- ① 参加表明書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された参加表明書は、返却しない。
- ③ 分任支出負担行為担当官は、提出された参加表明書を、入札参加者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- ④ 提出期間以降における参加表明書の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 参加表明書に関する問い合わせ先・・・5. ②と同じ。

7. 入札参加者を指名するための基準

- (1) 建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、7. (2)「入札参加者を選定するための基準」に示すとおり、参加表明者並びに予定管理技術者の経験及び能力等を勘案するものとする。

なお、指名通知の日は別表①を予定する。

(2) 入札参加者を選定するための基準

評価項目			評価の着目点	備考
			判断基準	
基本事項 (企業)	業務実績	平成11年度以降 の同種又は類似 業務の実績	下記の項目で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 なお、業務実績が無い場合は選定しない。	
		平成11年度以降 の同種又は類似 業務の業務成績	提出された3件の同種又は類似業務の業務 成績の平均を次の順位で評価する。 ※同種又は類似業務が業務成績評定の対象外 の業務（業務成績を付与していない業務や契 約額500万円未満の業務あるいは都道府県等 における業務、請負業務以外の業務等）の実 績であるため業務成績がない場合は、70点 として扱う。 また、同種又は類似業務が3件に満たない 場合は、3件に満たない件数分を65点とし て扱う。 ①75点以上 ②70点以上75点未満 ③65点以上70点未満 ④60点以上65点未満	
	企業信頼 度（優良 表彰）	平成16年以降の 優良表彰の有無	下記の順位で評価する。 ①優良表彰の受賞実績あり ②優良表彰の受賞実績なし	
	営業拠点	営業拠点等の所 在地	下記の順位で評価する。 ①多治見砂防国道事務所管内に営業拠点等を 有する ②岐阜県内に営業拠点等を有する ③中部地方整備局管内に営業拠点等を有する	
	企業信頼度（指名停止等）		参加表明書提出日より以下の期間内に処分を 受けている場合、評価点を減じる。 ①該当なし ②以下のいずれかに該当する。 ア）営業停止又は指名停止期間処理後6ヶ 月 イ）文書注意後2ヶ月 ウ）口頭注意後1ヶ月	
基本事項 (技術者)	技術者資格		下記の順位で評価する。	

		①道路管理支援士、技術士（総合技術監理部門又は建設部門）又は土木学会が認定した上級技術者 ②土木学会が認定した１級技術者、ＲＣＣＭ（道路部門）又はＲＣＣＭと同等の能力を有する者、一級土木施工管理技士 なお、上記以外の場合は選定しない。	
業務実績	平成11年度以降の同種又は類似業務の実績	下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 なお、業務実績が無い場合は選定しない。	
	平成11年度以降の同種又は類似業務の業務成績	提出された３件の同種又は類似業務の業務成績の平均を次の順位で評価する。 ※同種又は類似業務が業務成績評定の対象外の業務（業務成績を付与していない業務や契約額500万円未満の業務あるいは都道府県等における業務、請負業務以外の業務等）の実績であるため業務成績がない場合は、７０点として扱う。 また、同種又は類似業務が３件に満たない場合は、３件に満たない件数分を６５点として扱う。 ①75点以上 ②70点以上75点未満 ③65点以上70点未満 ④60点以上65点未満	
技術者信頼度（優良表彰）	平成16年以降の優良表彰の有無	下記の順位で評価する。 ※優良表彰の受賞実績は、国土交通省による優良表彰の他、公的機関による全国レベルでの賞の受賞、表彰及び関連分野での論文賞、著作賞、全国規模の発表会での受賞等も認める。 ①優良表彰の受賞実績あり ②優良表彰の受賞実績なし	
専任性	手持ち業務金額及び件数（特定後未契約のものを含む）	全ての手持ち業務の契約金額が4億円以上又は手持ち業務の件数が10件以上の場合は選定しない。	
業務実施	業務実施体制の妥当性	下記項目に該当する場合には選定しない。	

体制	・再委託の内容が、主たる部分の場合。 ・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。
----	--

8 非指名理由の説明

- (1) 参加表明書を提出した者のうち指名しなかったものに対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という。）を電子入札システムにより通知する。なお、紙入札方式による参加者には書面により通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、分任支出負担行為担当官に対して非指名理由について、説明を求めることができる。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内に書面により行う。
- (4) 非指名理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下の通りである。
 - ①受付場所：5. ①と同じ。
 - ②受付日時：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分～16時00分まで。

9. 入札説明書に対する質問

- (1) 質問は、文書（書式自由、ただし規格はA4判）により行うものとし、持参、郵送、電送又は電子メール（着信を確認すること。）のいずれの方法でも可能とする。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。
 - ①質問の受付先：5. ①と同じ。
 - ②質問の受付期間：別表③のとおり。
- (2) 質問に対する回答は、質問を受理した日から5日以内に質問者に対して電送又は電子メールにより行うほか、下記のとおり閲覧に供する。
 - ①閲覧場所：多治見砂防国道事務所 経理課
 - ②閲覧期間：回答の翌日から開札日の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで

10. 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- (1) 入札書の受付期間
別表④のとおり。（紙入札の場合も同じ。）
- (2) 入札書の提出方法
入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により多治見砂防国道事務所経理課まで持参すること。
- (3) 開札の日時及び場所
別表⑤のとおり。

11. 入札方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を持って落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札執行回数は、原則として2回を限度とするが、場合によっては3回目を執行することがある。なお、やむを得ない場合を除き、予決令第99条の2に基づき随意契約には移行しない。

12. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

13. 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

第1回目の入札が不調になった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。

なお、紙入札方式参加者で第1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱うが、再度入札を行うこととなったときは、再度入札に辞退したものとして取り扱う。

14. 入札の無効

手続開始の公示に示した指名されるために必要な要件のない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊中部地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により指名された者であっても、開札の時ににおいて指名停止を受けている者その他の開札の時ににおいて4.に掲げる要件のない者は、指名されるために必要な要件のない者に該当する。

15. 落札者の決定方法

- (1) 予決令第98条で準用する予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みを行った者（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつて

は、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって申込みを行った者（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの次に有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とすることがある。

(2) 予決令第85条に基づく調査基準価格を設定する案件において落札者となるべき者の入札価格がその調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

(3) 予決令第86条に基づく調査内容、提出する資料（様式・作成要領）については、国土交通省中部地方整備局HP（<http://www.cbr.mlit.go.jp/>「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「低入札価格調査情報」－「低入札価格調査（建設コンサルタント等）」）に掲載を行っているので入札参加に際して、必ず確認すること。

16. 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務

予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、次の(1)から(2)について実施するものとする。

(1) 配置予定技術者の制限

配置予定技術者の制限について、次の①及び②を実施するものとする。なお、①により配置する技術者は、測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に登録すること。

① 本業務の配置予定業務管理者としての要件を満足し、過去5年間の同種業務における業務成績が75点以上の業務における業務管理者の経験を有する技術者を、配置予定業務管理者とは別に担当技術者として配置し、業務実施上必要となる全ての打合せに配置業務管理者と同席出席するものとする。また、増員担当技術者の手持ち業務量は、配置予定業務管理者の手持ち業務量の制限を超えない者とする。

② 本業務の履行期間中は配置業務管理者の手持ち業務量が契約金額で2億円、件数で5件を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置業務管理者を、以下の1)から4)までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

- 1) 当該配置業務管理者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- 2) 当該配置業務管理者と同等の技術者資格を有する者
- 3) 当該配置業務管理者と同等以上の業務成績平均点を有する者又は過去5年間の同種業務における業務成績が75点以上である者
- 4) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定業務管理者の手持ち業務量の制限を超えない者

(2) 品質証明等

当該業務の不備により、国土交通省に損害を与えた場合、受注者の責任において損害補填する旨を明記した「代表者の直筆署名による品質証明書」を提出する。なお、代表者と

は本業務の契約書に記載される受注者の代表者とする。また、損害補填の期間は、5年間とする。

(3) 再委託

特記仕様書で示す軽微な部分の再委託を除いた再委託額が業務委託料の3分の1以内とすることとし、低入札価格調査の際に確認するものとする。

(4) 打合せ

業務実施上必要となる全ての打合せに業務管理者と(1)1)の担当技術者が出席するものとする。また、業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査員による履行確認を行うものとする。

17. 手続における交渉の有無 無。

18. 契約書作成の要否等

土木設計業務委託契約書（現場調査業務 有）により、契約書を作成するものとする。

19. 支払条件 前金払 無 部分払 0回

20. 火災保険付保の要否 否

21. 関連情報を入手するための照会窓口 5. ②と同じ

22. 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

(1) 参加表明書の作成方法

参加表明書の様式は、別添（様式－1～8、A4判）に示すとおりとする。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

(2) 参加表明書内容の留意事項

記載事項	内 容 に 関 する 留 意 事 項
参加表明者の当該地域での業務拠点	・参加表明者の中部地方整備局管内の業務拠点等を記載する。 ・記載様式は様式－2とする。
参加表明書の提出者の同種又は類似業務の実績	・参加表明書の提出者が過去に受注した同種又は類似業務の実績を記載する。 ・記載する業務は平成11年度以降に完了した業務とする。 ・記載する業務の件数は、最大3件とする。 ・記載様式は様式－3とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1業務につきA4判1枚以内に記載する。
配置予定管理技術者の経歴等	・配置予定管理技術者について、資格、経歴等を記載する。 ・手持ち業務は本業務の公示日現在、国土交通省以外の発注者（国内外問わず）のものも含めすべて記載する。 なお、手持ち業務のうち、国土交通省直轄業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に【低】を付して記載すること。 手持ち業務とは管理技術者、照査技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の他の業務とし、プロポーザル方式による本業務以外の業務で配置予定管理技術者として特定された未契約業務がある場

	合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。 ・記載様式は様式－４とする。
配置予定管理技術者の同種又は類似業務の実績	・配置予定管理技術者が過去に従事した同種又は類似業務の実績を記載する。 ・記載する業務は平成11年度以降に完了した業務とする。 ・記載する業務の件数は、最大３件とする ・記載様式は様式－５とし、図面、写真等を引用する場合も含め、１業務につきＡ４判１枚以内に記載する
優良業務表彰の有無	・参加表明書の提出者の過去５年間の優良表彰の有無について記載する。 ・予定管理技術者の過去５年間の優良表彰の有無について記載する。 ・記載様式は様式－６とし、優良表彰があった場合は、その写しを提出すること。
業務実施体制	・業務の分担について記載する。 ・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 ・記載様式は様式－７とする。 ・業務の分担がない場合も様式に「業務の分担なし」と記載すること

(3) 業務実績を証明する資料及び配置予定管理技術者の資格証明書の写し

参加表明書の提出者が過去に受注した同種又は類似業務の実績として記載した業務について、その業務に係る契約書の写しを提出すること。

配置予定管理技術者が過去に従事した同種又は類似業務の実績として記載した業務について、請負業務で従事した実績の場合、その業務に係る契約書及び配置予定管理技術者が従事したことが確認できる資料（例えば業務計画書の表紙及び配置予定管理技術者が業務に従事していることが確認できるページ）等の写しを提出すること。

なお、発注者の立場として業務に従事した実績の場合、その業務の発注機関の証明を受けた、予定管理技術者がその業務に従事したことが類推できる経歴書等の資料を提出すること。

ただし、参加表明書の提出者及び配置予定管理技術者の業務実績が、財団法人日本建設技術総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」に登録され、業務の内容が確認できる場合、契約書の写しは提出する必要がある。

また、配置予定管理技術者が保有する資格について、合格証明書等の写しを提出すること。

23. その他

- (1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊中部地方整備局競争契約入札心得及び別冊契約書案を熟読し、中部地方整備局競争契約入札心得を遵守すること。
- (3) 参加表明書に虚偽の記載をした場合においては、参加表明書を無効とするとともに、指名

停止を行うことがある。

- (4) 落札者は、参加表明書に記載した予定管理技術者を当該業務に管理技術者として配置すること。
- (5) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、午前9時から午後6時まで稼動している。また、稼動時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼動時間を延長する場合は、電子入札施設管理センターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。

電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>
- (6) システム操作上の手引書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考とすること。「電子入札準備手順書」は、電子入札施設管理センターホームページでも公開している。
- (7) 障害発生時及び電子入札システム操作時の問い合わせ先は下記の通りとする。
 - ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先

電子入札施設管理センターヘルプデスク 電話03-3505-0514

電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>
 - ・ただし、申請書類、応札等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、

中部地方整備局多治見砂防国道事務所経理課 電話0572-25-8021へ連絡すること。
- (8) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。
- (9) 第1回目の入札が不調になった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札、紙による持参が混在する場合があるため、発注者から指示する。再入札通知書については発注者から送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。
- (10) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、電子入札システムにて通知する。

別表

①	指名通知の日	平成21年11月30日
②	参加表明書の提出期間	平成21年11月16日から 平成21年11月20日までの10時から16時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
③	入札説明書の内容についての 質問の受付期間	平成21年11月16日から 平成21年12月1日までの10時から16時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
④	入札書の受付期間	平成21年12月7日10時00分から 平成21年12月8日16時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
⑤	開札の日時及び場所	平成21年12月9日10時00分 多治見砂防国道事務所入札室

(別添)

(様式－１)

参 加 表 明 書

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官
中部地方整備局
多治見砂防国道事務所長 殿

住 所

会社名

代表者氏名

印

平成21年11月13日付けで手続開始の公示のありました平成21年度多治見砂防国道管内基盤地図情報電子化業務に係る指名競争に参加を希望します。

なお、予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第98条において準用する予決令第70条の規定する者でないこと並びに参加表明書の内容については事実と相違ないことを誓約します。

注) 参加表明書として別添の様式－１から様式－７まで及び契約書の写しを提出してください。
なお、紙入札方式の場合は返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金(380円)の切手をはった長3号封筒を、参加表明書と併せて提出してください。

(様式－２)

参加表明者

・ 営業拠点等の所在地

(様式－３)

参加表明者の同種又は類似業務の実績

業務名	
TECRISの登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	

※業務の概要については具体的に記述すること

配置予定管理技術者の経歴等

ふりがな ①氏名		②生年月日			才
③所属・役職					
④保有資格 (資格名、登録番号、取得年月日)					
⑤手持業務の状況 (平成21年11月20日現在), 契約金額500万円以上 (ただし、国土交通省直轄業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に【低】を付して記載すること。)					
業務名 (TECRIS登録番号)	職務上の立場	発注機関	履行期間	契約金額	
				(契約金額合計 万円)	

配置予定管理技術者の同種又は類似業務の実績

業務分類	同種（あるいは類似）業務（○○○○○○○○○○業務）
業務名	
TECRIS登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	
業務の技術的特徴	
当該技術者の業務担当の内容	

※業務分類には、同種業務、又は類似業務を記載すること。

※業務の概要等については業務概要、又は従事経験内容を具体的に記載すること。

優良業務表彰の有無

平成16年度から平成20年度の企業の優良表彰の有無（該当する番号に○を記載する）

1. 有り 2. 無し

企業の優良表彰があった場合、以下を記載する。

（土木関係建設コンサルタント業務）

表彰年度	業務名	発注者	表彰者
○年度	○○年度△△詳細設計業務	△△事務所	局長又は事務所長

注：優良業務の表彰があった場合、その写しを提出すること。

平成16年度から平成20年度の技術者の優良表彰の有無（該当する番号に○を記載する）

1. 有り 2. 無し

技術者の優良表彰があった場合、以下を記載する。

（土木関係建設コンサルタント業務）

表彰年度	業務名	発注者	管理(主任)技術者	表彰者
○年度	○○年度△△詳細設計業務	△△事務所		局長又は事務所長

注：優良業務の表彰があった場合、その写しを提出すること。

・業務実施体制

分担業務の内容	備 考

注1：業務の分担について記載するものとする。なお、業務の分担を行わない場合は、分担業務の内容の欄に「業務の分担なし」と記載する。

注2：他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

見積書

工種	種別	細別	規格	単位	員数	単価	金額	適要
平成21年度多治見砂防国道管内基盤地図情報電子化業務								
直接業務費				式	1			
計画・準備				業務	1			第1号内訳書
基盤地図作成業務（Ⅰ）1／500山地部				式	1			
データの確認				km	83.5			第1号単価表
図面標定（座標変換）				km	83.5			第2号単価表
図面標定（標定）				km	78.4			第3号単価表
取得地物の抽出				km	83.5			第4号単価表
CADデータの作成				km	83.5			第5号単価表
検査				km	83.5			第6号単価表
打合せ・協議				回数	4			第7号単価表
報告書作成費				式	1			第2号内訳書
直接経費				式	1			
旅費・交通費				式	1			第3号内訳書
成果品納入費				式	1			第4号内訳書
基盤地図作成業務（Ⅱ）1／500都市部				式	1			
図面標定（標定測量）				km	5.1			第8号単価表
図面標定（標定）				km	5.1			第9号単価表
直接経費				式	1			
機械経費				式	1			第5号内訳書
通信運搬費				式	1			第6号内訳書
精度管理費				式	1			第7号内訳書
材料費				式	1			第8号内訳書
安全費				式	1			第9号内訳書
旅費・交通費				式	1			第10号内訳書
基盤地図作成業務（Ⅲ）				式				
公図等転写				ha	5			第10号単価表
土地登記簿調査				ha	5			第11号単価表
公図等転写連続図作成				ha	5			第12号単価表
直接経費				式	1			
旅費・交通費				式	1			第11号内訳書
技術経費				式	1			第12号内訳書
諸経費				式	1			第13号内訳書
間接費 計				式	1			
業務価格				式	1			
消費税相当額				式	1			
業務委託料				式	1			

計画準備		1業務あたり				第1号内訳書
種別	細別	単位	員数	単価	金額	摘要
計画準備						
	主任技師	人				
	技師（A）	人				
	技師（B）	人				
	技師（C）	人				
	技術員	人				
合計						

※人工等、上記によりがたい場合は名称等を追加・変更すること。

データの確認		100km あたり				第1号単価表
種別	細別	単位	員数	単価	金額	摘要
データの確認						
	主任技師	人				
	技師 (A)	人				
	技師 (B)	人				
	技師 (C)	人				
	技術員	人				
100km あたり						
1km あたり						

※人工等、上記によりがたい場合は名称等を追加・変更すること。

座標変換（現地計測なし）			100km あたり			第2号単価表
種別	細別	単位	員数	単価	金額	摘要
座標変換（現地計測なし）						
	主任技師	人				
	技師（A）	人				
	技師（B）	人				
	技師（C）	人				
	技術員	人				
100km あたり						
1km あたり						

※人工等、上記によりがたい場合は名称等を追加・変更すること。

標定（現地計測なし）				100km あたり		第3号単価表
種別	細別	単位	員数	単価	金額	摘要
標定（現地計測なし）						
	主任技師	人				
	技師（A）	人				
	技師（B）	人				
	技師（C）	人				
	技術員	人				
100km あたり						
1km あたり						

※人工等、上記によりがたい場合は名称等を追加・変更すること。

地物抽出		100km あたり				第4号単価表
種別	細別	単位	員数	単価	金額	摘要
地物抽出						
	主任技師	人				
	技師 (A)	人				
	技師 (B)	人				
	技師 (C)	人				
	技術員	人				
100km あたり						
1km あたり						

※人工等、上記によりがたい場合は名称等を追加・変更すること。

C A Dデータの作成			100km あたり			第5号単価表
種別	細別	単位	員数	単価	金額	摘要
C A Dデータの作成						
	主任技師	人				
	技師（A）	人				
	技師（B）	人				
	技師（C）	人				
	技術員	人				
100km あたり						
1km あたり						

※人工等、上記によりがたい場合は名称等を追加・変更すること。

公図等転写			10haあたり		第10号単価表	
種別	細別	単位	員数	単価	金額	摘要
公図等転写						
	主任技師	人				
	技師（A）	人				
	技師（B）	人				
	技師（C）	人				
	技術員	人				
10haあたり						
1ha あたり						
※人工等、上記によりがたい場合は名称等を追加・変更すること。						

土地登記簿調査			10haあたり		第11号単価表	
種別	細別	単位	員数	単価	金額	摘要
土地登記簿調査						
	主任技師	人				
	技師（A）	人				
	技師（B）	人				
	技師（C）	人				
	技術員	人				
10haあたり						
1ha あたり						
※人工等、上記によりがたい場合は名称等を追加・変更すること。						

公図等転写連続図作成			10haあたり		第12号単価表	
種別	細別	単位	員数	単価	金額	摘要
公図等転写連続図作成						
	主任技師	人				
	技師（A）	人				
	技師（B）	人				
	技師（C）	人				
	技術員	人				
10haあたり						
1ha あたり						
※人工等、上記によりがたい場合は名称等を追加・変更すること。						

旅費・交通費			1式あたり		第11号内訳書	
種別	細別	単位	員数	単価	金額	摘要
旅費・交通費						
	ライトバン運転費(1H)					
	ライトバン運転費(2H)					
	ライトバン運転費(3H)					
1式あたり						
多治見市～中津川法務局（40km／片道）						

技術経費			1式あたり		第12号内訳書	
種別	細別	単位	員数	単価	金額	摘要
技術経費						
※業務（Ⅱ）にかかる費用については、技術経費の対象としない						
1式あたり						
計画・準備						<1>
業務（Ⅰ）にかかる直接人件費						<2>
業務（Ⅲ）にかかる直接人件費						<3>
上記の計 <4>=<1>+<2>+<3>						<4>
(5)による諸経费率		%				<5>
上記にかかる諸経費(<6>=<4>*<5>)						<6>
直接人件費＋諸経費 (X=<4>+<6>)						X
技術経费率		%				Y
技術経費 Z=X*Y						Z

諸経費		1式あたり			第13号内訳書	
種別	細別	単位	員数	単価	金額	摘要
諸経費						
※業務Ⅰ＋業務Ⅲ及び計画・準備にかかる直接人件費は同等に扱う。						
※業務Ⅱにかかる諸経費は直接測量費の金額により別途算出する。						
1式あたり						
計画・準備						※左記によりがたい場合も、業務Ⅱとそれ以外の諸経費については別途計上すること。
業務（Ⅰ）にかかる直接人件費						
業務（Ⅲ）にかかる直接人件費						
上記の計　<4>=<1>+<2>+<3>						
(5)による諸経费率						
上記にかかる諸経費(<6>=<4>*<5>)						
業務（Ⅱ）にかかる直接測量費						
<7>による諸経费率						
業務（Ⅱ）にかかる諸経費(<9>=<7>*<8>)						